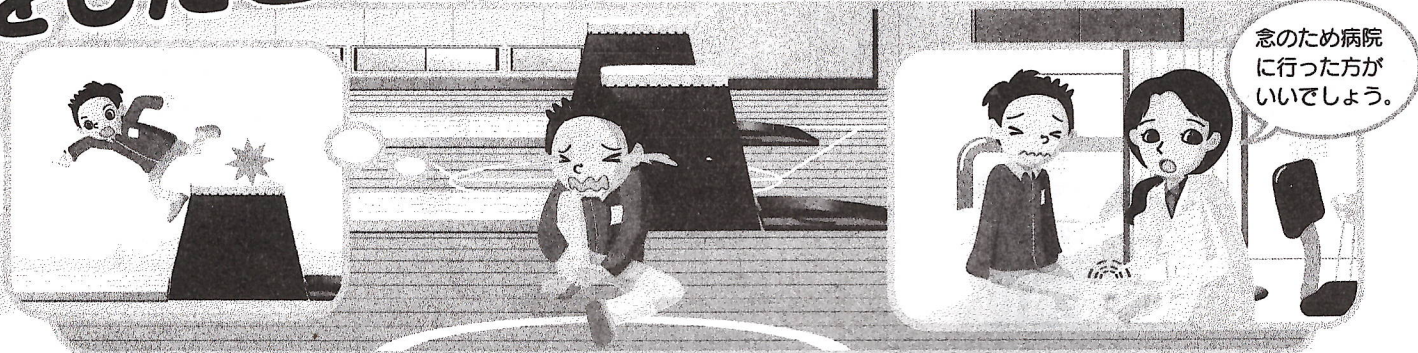
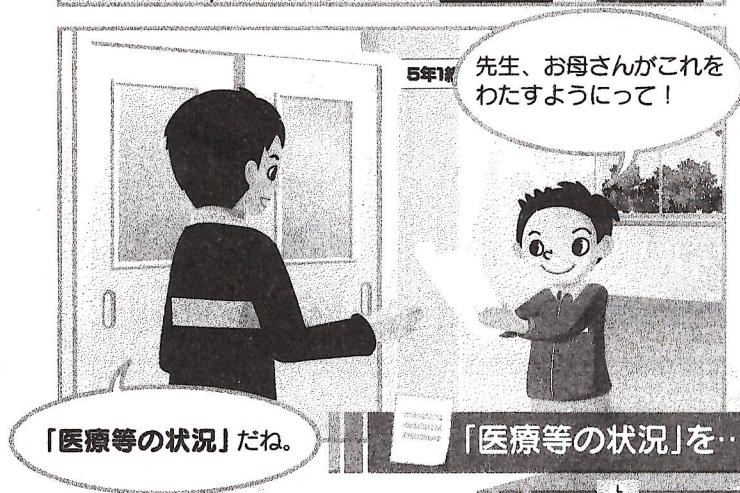
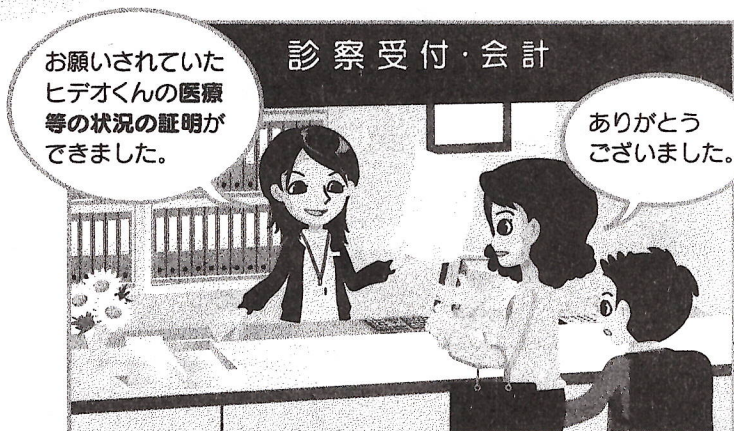


学校ではがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。

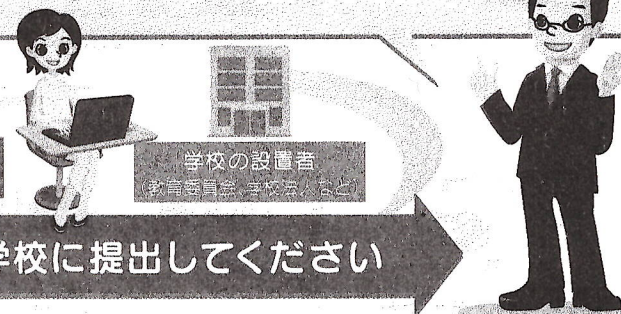


先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



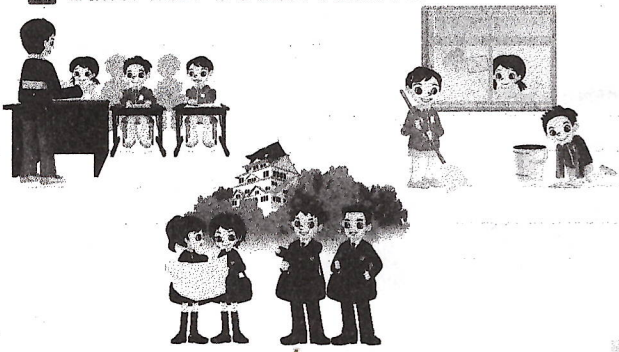
- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

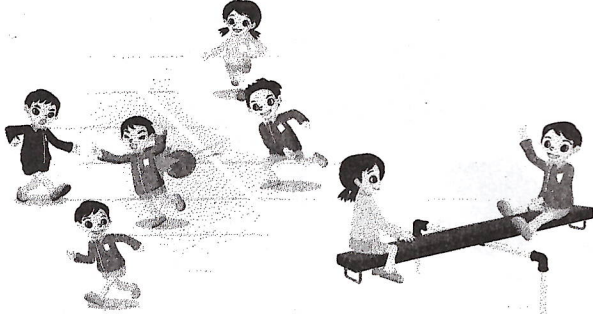
お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。



学校の管理下って？

- 1 授業中（保育中を含む）
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

- 2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

- 3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

- 4 通常の経路及び方法による通学（園）中
例 登校（登園）中、下校（降園）中

- 5 その他
寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします



障害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死亡

学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。